



公益財団法人名古屋みなと振興財団との遺贈寄付に関する協定の締結について

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、下記の通り、公益財団法人名古屋みなと振興財団^{※1}（理事長 河合 伸和 以下、「名古屋みなと振興財団」）と遺贈寄付に係る遺言信託業務に関する協定を締結いたしましたのでお知らせします。

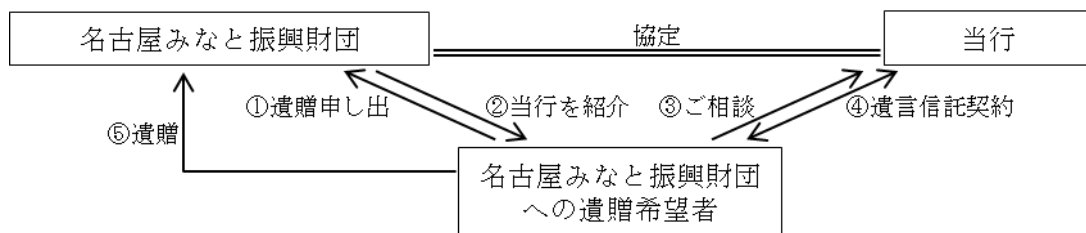
当行は今後も、お客さまの多様化する相続関連ニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

※1.公益財団法人名古屋みなと振興財団は、名古屋港における海事思想の高揚と海洋文化の普及に努め、併せて観光事業の振興を図り、名古屋港の発展に寄与することを目的として事業を行っている団体です。名古屋港水族館のほか、名古屋港ポートビル、南極観測船ふじ等、ガーデンふ頭周辺の観光文化施設を管理しています。

記

1. 協定締結日 2023年3月17日（金）
2. 目的 当行が銀行の本体業務として行う「遺言信託^{※2}」を活用し、お客さまの遺志に沿った名古屋みなと振興財団への遺贈^{※3}寄付を行う体制を構築するため
 - ※2 遺言書の作成サポートから遺言書の保管、遺言の執行を引き受ける業務
 - ※3 遺言により、財産の一部または全部を、特定の個人や団体に贈与する行為
3. 協定内容
 - ・名古屋みなと振興財団は、遺言を活用した遺贈寄付を希望される方に対し、相談先として当行を紹介します。
 - ・当行は、遺言を活用した遺贈寄付に関する相談に対し、必要に応じて「遺言信託」など、お客さまのご意向に沿った商品・サービスを提供します。

<スキーム図>



- ① 名古屋みなと振興財団への遺贈希望者が名古屋みなと振興財団に申し出
- ② 名古屋みなと振興財団は遺贈希望者に当行を紹介
- ③ 遺贈希望者はご意向に基づいた遺言書作成を当行にご相談
- ④ 遺贈希望者と当行の間で遺言信託契約を締結
- ⑤ 遺贈希望者のご逝去に伴い、当行が遺言執行者に就職し、遺言書の内容を実現するため名古屋みなと振興財団への遺贈を実施

以上